

香取市告示第148号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）
第6条第7項の規定により、抑留された旨狂犬病予防員から通知がありましたので、法第6条第8項の規定により公示します。

令和8年9月15日

香取市長 伊藤友則



1 令和8年9月14日 抑留

捕獲月日	捕獲場所	種類	毛色	性別	体格	備考
令和8年9月14日	香取市神生	雑	白黒	メス	中	黒首輪切れたワイヤーリード

2 上記の犬は、令和8年9月24日までに引き取りませんと処分されます。

3 収容施設名

千葉県動物愛護センター

住所 千葉県富里市御料709-1

電話 0476-93-5711